

令和 8 年度施行

業務設計書（公示用）

業務名：北区公園及び街路樹等総合維持管理業務（屯田南部地区）

R7年 11月 単価適用

北区土木部維持管理課

札幌市北区公園緑地図



業務名 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務（屯田南部地区）

業務委託費

円

業務価格

円

消費税等相当額

円

業務の説明

1. 業務の場所

- 北区内（屯田南部地区）

公園55箇所、街路樹29路線

(位置図・数量調書参照)

2. 業務の概要

- 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式

- 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- 令和8年3月15日より令和9年3月14日まで

4. 仕様書等

- 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。

- 札幌市土木工事共通仕様書による。

- 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務特記仕様書による。

- 内訳書の表記について

北区公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書

令和8年度版

札幌市北区土木部

【共通編】

1 施行管理

- (1) 業務用作業車には業務名「北区公園及び街路樹等総合維持管理業務（〇〇地区）」及び会社名を明示する標識を取り付けること。
- (2) 本業務に従事する者は、腕章等を付け、名札等で身分を明らかにしなければならない。
- (3) 業務の実施にあたり、公園使用者とのトラブルを発生させないよう、公園利用者に配慮した礼節ある対応に努めること。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、担当職員へ連絡し協議すること。
- (5) 業務の実施にあたり、異常及び破損を発見した場合は速やかに担当職員へ報告すること。
また、必要な場合は応急処置等を行ったうえで、担当職員へ報告し協議すること。

2 安全管理

- (1) 受託者は業務の実施にあたり「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書（令和8年度版）」により事故防止に十分留意すること。事故等のトラブルが発生した場合は、速やかに担当職員へ報告すること。
北区土木部維持管理課公園緑化係 ☎ 771-4211
北区土木部維持管理課事務係 ☎ 771-4211

3 実施数量の提出

- (1) 受託者は業務の実施数量を算出し、設計図書（別紙数量調書）に従い業務実施数量調査票を作成すること。提出期限等は担当職員の指示に従うこと。

【公園編】

A 清掃草刈

1 清掃

- (1) 公園数量調書（別紙）により指定する公園について、清掃を指定回数実施すること。
- (2) 清掃時期は業務カレンダー（別紙）に従い行うこと。ただし、天候等の理由により担当職員が認める場合は翌日以降に行うものとする。
- (3) 春清掃・秋清掃は、公園数量調書（別紙）により、指定する公園について、指定回数実施すること
- (4) 町内会への管理委託公園において、担当職員からの指示があった場合は、草刈・清掃作業により発生した刈草等を市の指定する処理場へ搬入すること。

2 草刈

- (1) 公園数量調書（別紙）により指定する公園について、草刈を指定回数実施すること。また、実施時期については担当職員と協議すること。

B 樹木剪定

1 公園樹木剪定

- (1) 担当職員からの指示があった場合、また剪定作業が必要である樹木を発見した場合は担当職員へ報告し協議うえ、剪定作業を実施すること。
- (2) 剪定の樹形、時期等については担当職員と協議すること。

C 公園樹木管理

1 生垣刈込

- (1) 公園数量調書（別紙）により指定する公園について生垣刈込を行うこと。
- (2) 刈込の樹形、時期等については担当職員と協議すること。

2 ヤゴ取り・下枝取り

- (1) 公園樹木について、ヤゴ・下枝等が利用者及び通行者の障害となる樹木を発見した場合は、速やかに作業を行い担当職員へ報告すること。
- (2) 枝を取り払うことで樹形が著しく損なわれる場合、又は全体的な剪定による対処が必要と思われる場合は、担当職員と協議すること。

3 公園樹木冬囲い

- (1) 業務着手後、公園数量調書（別紙）により指定する公園について、樹木冬囲いを速やかに撤去すること。また、同公園について積雪前に冬囲いを行うこと。
- (2) 冬囲いに使用する根曲がり竹、晒竹については再使用を心がけること。

D 公園施設管理

1 公園施設巡視

- (1) 業務区域内の全公園について、3月～11月の期間に毎月1回公園施設巡視を実施すること。また、公園巡視点検報告書（別紙）もしくはそれに準拠する報告書を、毎月末日までに各担当職員へ提出すること。
- (2) 公園施設巡視において著しく危険、美観を損なっている等の緊急性を有する箇所を発見した場合は、応急処置を行い担当職員へ報告すること。

2 砂場砂補充

- (1) 砂場整正業務の実施時に各公園の砂の量を調査し、必要な場合は砂の補充を実施すること。

3 公園施設冬囲い

- (1) 業務着手後、公園数量調書（別紙）により指定する公園について、施設冬囲いを速やかに撤去し、公園遊具冬囲い報告書（別紙）を作業実施日毎に各担当職員へ提出すること。また、同公園について積雪前に冬囲いを行うこと。
- (2) 水飲み台の止水栓開閉については、担当職員の指示に従い実施すること。

4 スノーポール設置・撤去

- (1) 冬期間、公園内に雪が押し入れられて公園施設・遊具が破損する可能性がある公園について、スノーポールを設置し破損を防ぐこと。雪解け後、速やかにスノーポールを撤去すること。
- (2) スノーポールについては再使用を心がけること。

5 テニスコートネット設置・撤去

- (1) 公園数量調書（別紙）により指定する公園について、テニスコートオープン日前日までにネットを設置すること。また、同公園についてテニスコートクローズ後にネットを撤去すること。
- (2) オープン期間については担当職員と協議すること。

6 簡易看板設置

- (1) 指定された公園に支給された看板を取り付けるものである。取り付け位置及び方法については担当職員の指示に従うこと。

7 カラスの巣撤去

- (1) 担当職員からの連絡、又は公園施設巡視によりカラスの巣を発見した場合は随時報告し、対応については担当職員と協議すること。

8 ハチの巣撤去

- (1) 担当職員からの連絡、又は公園施設巡視によりハチの巣を発見し、危険と判断される場合は撤去を行うこと。
- (2) 撤去時期については、担当職員と協議すること。

9 石積・外柵補修

- (1) 担当職員からの連絡、又は公園施設巡視により石積・外柵の破損等を発見した場合、緊急性のあるものは応急処置を行ったうえ、担当職員へ報告すること。
- (2) 外柵石が一部不足している部分は同等品又はモルタルで補修すること。

1 0 不法投棄物回収

(1) 担当職員からの連絡、又は公園施設巡視によりタイヤ・自転車・家電等の不法投棄物を発見した場合は、担当職員へ報告し、指定された場所へ運搬すること。

1 1 冬期公園危険回避措置

(1) 積雪及び公園外からの雪の搬入状況、それに伴う施設の破損、四阿等への積雪及び滑り台下や照明灯周辺の穴等の危険箇所に関して公園施設巡視を実施すること。また、冬期公園巡視点検報告書（別紙）もしくはそれに準拠する報告書を、巡視ごとに各担当職員へ提出すること。

(2) 危険箇所を発見した場合、緊急性のあるものは応急処置を行ったうえ、担当職員へ報告すること。対応については、担当職員と協議すること

1 2 【新川・新琴似・新琴似西地区】遊水路管理（新琴似二番通公園）

(1) オープン期間中は、指定した人数以上の監視員を配置すること。

(2) オープン時間は9：00～16：00とし、監視員は常駐とする。

(3) 1日につき朝と昼2回の巡視点検を行い、遊水路巡視点検報告書（別紙）もしくはそれに準拠する報告書を担当職員へ提出すること。

(4) 監視員は、ろ過機・機械装置等の操作、門扉の施錠を行うこと。

(5) 監視員は、利用者の指導整理を行い、危険防止に努めること。

(6) 天候等の理由によりオープン時間の短縮又は中止する場合は、担当職員と協議のうえ指示に従うこと。原則として水温22°C以上のとき開放することとする。

(7) 毎日、利用開始前に水路の点検清掃を行い、特にガラス破片等の危険物は完全に除去すること。

(8) 残留塩素濃度基準（0.4ppm～1.0ppm）を保つため、巡視点検時に水質検査を行い、残留塩素濃度が基準に満たない場合は塩素剤を補給すること。また残留塩素測定結果報告書（別紙）もしくはそれに準拠する報告書を担当職員へ提出すること。

(9) 水の取り替えについては、担当職員からの指示、又は水質が悪化した場合は、担当職員へ連絡のうえ実施すること。

(10) 利用者を時間単位で調べ報告すること。

(11) 施設等に支障が生じた場合は、直ちに担当職員へ報告すること。

(12) ろ過機・機械装置等は、必ず利用開始前及び利用終了後1回以上の設備点検を行うこと。

1 3 【鉄西・幌北・北・麻生地区】【新川・新琴似・新琴似西地区】水路及び噴水管
理（エルムの森公園・麻生公園・新川見はるかず緑地・若草公園）

- (1) オープン期間中は、1日につき朝と昼2回の巡視点検を行い、遊水路巡視点検報告書（別紙）もしくはそれに準拠する報告書を担当職員に提出すること。
- (2) オープン時間は9:00～16:00とする。
- (3) 監視員は、ろ過機・機械装置等の操作、門扉の施錠を行うこと。
- (4) 毎日、利用開始前に水路の点検清掃を行い、特にガラス破片等の危険物は完全に除去すること。
- (5) 残留塩素濃度基準（0.4ppm～1.0ppm）を保つため、巡視点検時に水質検査を行い、残留塩素濃度が基準に満たない場合は塩素剤を補給すること。また残留塩素測定結果報告書（別紙）もしくはそれに準拠する報告書を担当職員へ提出すること。
- (6) 水の取り替えについては、担当職員からの指示、又は水質が悪化した場合は、担当職員へ連絡のうえ実施すること。
- (7) 施設等に支障が生じた場合は、直ちに担当職員へ報告すること。
- (8) ろ過機・機械装置等は、必ず利用開始前及び利用終了後1回以上の設備点検を行うこと。

1 4 【鉄西・幌北・北・麻生地区】門扉開閉（エルムの里公園）
エルムの里公園内の三か所の門扉について、下記のとおり開閉を行うこと。

- (1) 門扉開閉期間は4月1日から11月30日の計244日間を基本とし、担当職員と協議の上決定すること。
- (2) 公園開放時間は8:00～18:00とし、それ以外の時間は門扉を施錠すること。

1.5 【屯田北部・西茨戸地区】屯田地区雪たい積場広場夏期維持管理

- (1) 業務内容屯田地区雪たい積場の多目的広場（少年野球場、サッカー場、雨水貯留地）の清掃・草刈、簡易トイレの設置・撤去・清掃、バイオトイレの清掃・保守等、夏季維持管理業務を行う。開放期間は別紙業務カレンダーに定めるとおりとする。
- (2) 清掃・草刈
 - a) 区域：指定された区域全域を行うこと。
 - b) 回数・作業日：業務カレンダーに従い実施すること。なお、草刈の時期については担当職員と協議の上決定すること。
- (3) グラウンドライン引き
 - a) グラウンドをならし、図面で示した箇所にライン引きを行うこと。なお、コートにはスポーツポイントが設置してあるのでそれを利用すること。
 - b) ライン幅は3インチ（7.6cm）程度とする。
 - c) 回数・作業日：業務カレンダーに従い実施すること。
- (4) バイオトイレ清掃
 - a) 回数・作業日：業務カレンダーに従い実施すること。
 - b) 手順：
 - ① 清掃は、トイレを開放した状態で行うこと。
 - ② 建物内のごみ、蜘蛛の巣、虫などの巣を取り除くこと。
 - ③ 床、入口等をホウキで掃き掃除をすること。
 - ④ 便器、手洗い器、床等を、洗剤等を使用しブラッシングすること。（金属タワシは使用不可、柔らかいスチールタワシは使用可）
 - ⑤ 小便器の目皿及び排水管（縦管）をブラシ等で掃除すること。
 - ⑥ ブラッシングしたあと、水で洗い流すこと。
 - ⑦ 水洗いした水は、ワイパー又は雑巾等で水切りすること。
 - ⑧ 水切り後、乾いた雑巾、又は絞った雑巾等で水分を取り除くこと。
 - ⑨ 棚、取っ手、手すり等手の触れる箇所の拭き掃除をすること。
 - ⑩ 市民が直接手を触れる部分については、床や便器を清掃した雑巾や汚水等を使用しないこと。
 - ⑪ 雜巾の洗い水、洗剤の入ったバケツの水は大便器の中へ捨て、外には捨てないこと。

- (5) バイオトイレ浄化槽保守点検整備
 - a) 浄化槽が正常に作動しているか8月、9月に点検を行うこと。
- (6) バイオトイレ開放整備
 - a) バイオトイレ開放に当たって、使用できるように機械室、制御装置及び配管などを整備するとともに、バイオチップ（杉間伐材）と微生物（バチルス菌）を添加すること。
- (7) バイオトイレ閉鎖整備
 - a) バイオトイレ閉鎖に当たって、次年度以降も使用できるように機械室、制御装置及び浄化槽などを整備すること。

【街路樹編】

業務の実施にあたり、道路使用許可証の交付を受けること。

A 清掃草刈

1 草刈

- (1) 街路樹数量調書（別紙）により指定する路線・箇所について、草刈り作業を指定回数行うこと。
- (2) 安全柵等による危険防止措置を行い、特に道路上の作業については誘導員等による安全対策を行うこと。
- (3) 草刈を実施する際は、植え込まれている花苗等を考慮し作業を行うこと。

B 街路樹剪定

1 街路樹剪定

- (1) 街路樹剪定調書（別紙）により指定する路線・樹種・数量について担当職員に詳細を確認のうえ、夏期剪定もしくは冬期剪定を行うこと。
- (2) 枝が繁茂し見苦しい時や病虫害発生の恐れがある時は剪定を行うこと。剪定時期等については担当職員と協議すること。
- (3) 下枝の高さは、車道側4.5m前後、歩道側2.5m以上とすること。ただし、幼木についてはその都度考慮すること。
- (4) 担当職員からの連絡、又は街路樹巡視等により道路標識や信号機（押しボタンセンサー含む）等、街路樹の枝が歩行者又は車両の障害となっている場合は、担当職員へ報告し、対応について協議すること。

C 街路樹管理

1 街路樹巡視

- (1) 業務区域内の街路樹路線について、計11回（往復につき1回）の街路樹巡視を行うこと。
- (2) 街路樹巡視において著しく危険・美観を損なっているなどの緊急性を有する箇所を発見した場合は、応急処置を行い担当職員へ報告すること。

2 ヤゴ取り

- (1) ヤゴ等が歩行者又は車両の障害となる場合や、照明灯や標識等に覆い被さっている状況を発見した場合は、速やかにヤゴ取り作業を行うこと。
- (2) 枝を取り払うことで樹形が著しく損なわれる場合、又は全体的な剪定による対処が必要と思われる場合は、担当職員と協議すること。

3 寄せ植え刈込

- (1) 街路樹剪定調書（別紙）により指定する路線・樹種・数量について、寄せ植え刈込を行うこと。
- (2) 作業の樹形・時期等については担当職員と協議すること。

4 街路樹冬囲い

- (1) 業務着手後、街路樹数量調書（別紙）により指定する路線・箇所について、街路樹冬囲いを速やかに撤去すること。また、積雪前に冬囲いを行うこと。
- (2) 冬囲いに使用する根曲がり竹、晒竹については再使用を心がけること。

5 支柱補修・撤去・結束及び取付

- (1) 業務期間を通し、支柱補修・撤去・結束及び取付を実施すること。

6 カラスの巣撤去

- (1) 担当職員からの連絡、又は街路樹巡視によりカラスの巣を発見した場合は随時報告し、対応については担当職員と協議すること。

7 ハチの巣撤去

- (1) 担当職員からの連絡、又は街路樹巡視によりハチの巣を発見し、危険と判断される場合は撤去を行うこと。
- (2) 撤去時期については、担当職員と協議すること。

D 樹木補植

1 樹木の補植

- (1) 担当職員より指定された路線・樹種・規格の樹木を補植すること。
- (2) 補植の時期及び位置については担当職員と協議すること。
- (3) 以下の場合は街路樹の補植を行わないこと。
 - ・街路灯や標識等が隣接(3m以内)している箇所
 - ・交差点の手前10m以内の箇所
 - ・歩道幅員が3.5m未満の箇所

E 歩道美化

1 桧花壇花苗配布

- (1) 植樹桝等への植栽用の花苗を搬入すること。数量及び搬入先は担当職員の指示に従うこと。

F 伐採木の主幹材処理

1 石狩市森林組合売却用

- (1) 伐採した樹木の主幹については、下記①と②に材料を分け、担当職員が指示する茨戸川緑地の指定場所に堆積すること。
 - ① 幹端材または枝条：最長2.4m未満の幹材や枝。土・葉は極力取り除く
 - ② 長材：2.4mの幹材で末口6.0cmから50cmの範囲のもの
- (2) 指定場所が定量に達した場合は、担当職員の指示により、拓北・あいの里地区の受託者が売り払いを行うこと。
- (3) 売り払った剪定枝は木質バイオマス証明証を作成し、石狩市森林組合へ提出すること。

G 【屯田南部地区】自生植物保全活動（ポプラ通り中央緑地）

1 目的

- (1) ポプラ通り中央緑地を対象に、植物の現況を把握すると共に、その実態を地域住民に知ってもらうための観察会を企画・運営する。

2 業務内容

(1) 対象地の現況把握

春～秋にかけて、対象地内での植物調査を実施して、自生植物種の把握を行う。また、オオウバユリについては既往調査との比較を行い、その変化を確認する。

(2) 自然観察会の実施

地域住民に緑地内の環境や植物に興味を持っていただくと共に、緑地環境がどのようになっているかを確認していただくために、自然観察会を企画する。時期は、春植物は観察しやすい5月上旬と、オオウバユリが開花する7月上旬の2回とする。

(3) 林床植物の環境改善策の実施

オオウバユリやオオバナノエンレイソウ等の在来植物の群生復活のため、クマイザサ等、環境破壊要因の除去や侵入外来種の防除を行うとともに、地域住民によって取り組みが可能な作業の指導を行う。

H 【屯田南部地区】通行止め措置等対応（ポプラ通り中央緑地）（75林班：国有林）

1 目的

- (1) ポプラ通り中央緑地及び75林班において、警報（暴風警報）発令時及び警報相当の強風が予測される場合、歩行者の安全確保のため、通行止め措置等を行う。

2 業務内容

- (1) ポプラ通りを分断する道路部分の通行止め
閉鎖箇所：8箇所

閉鎖措置：「立入禁止テープ」により出入口部全体を封鎖

(2) 平行する道路側からの通行止め

閉鎖箇所：屯田側28箇所 新琴似側22箇所

閉鎖措置：「立入禁止テープ」により出入口部全体を封鎖

(3) 解除

警報（暴風警報）解除及び警報相当の強風が止んだ後、現地の倒木、枝折れ、
高所での掛かり枝等の危険がなく安全が確認された上で、通行止め解除を行う。

※「通行止め措置」「通行止め解除」は担当職員の指示により行う

※「立入禁止テープ」は発注者の支給品とする

令和8年度 業務カレンダー

日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
1月		2月		3月	4月	5月	6月
				1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
5月	1 2 3 4 5 6 (7) 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 (18) 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 (8) 9 10 11 12 13 14 (15) 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (13) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 (27) 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 9 (10) 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (24) 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 (10) 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (24) 25 26 27 28 29 30 31		
9月	1 2 3 4 5 6 (7) 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (24) 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 (5) 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 (19) 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 (9) 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 (24) 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 19 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		
1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30			

〔〕業務期間 3/15～3/14 (365日間)

- 春1回目の清掃の期間(年1回)
- 門扉開閉 : 4/1～11/30(244日間) 北6条エルムの里公園
- 毎週清掃(年30回)・隔週清掃(年15回)・3週毎清掃(年10回)・4週毎清掃(年7回)
公園ごとに指定された回数を清掃すること。 ○ 隔週
- 遊水路、水路オープン日・クローズ日 7/6 (日)～8/23 (日) (50日間)
(若草公園、エルムの森公園、麻生公園、新琴似二番通公園、新川見はるかす緑地)
- 秋の落ち葉清掃の時期(年2回)

・ 草刈時期 公園 ①5月中旬～6月中旬 ②7月中旬～8月上旬 ③9月下旬～10月下旬	植樹枠 ①6月中旬頃 ②9月中旬頃	・ 巡視点検 街路樹編 着手時1回、4月～12月各1回、翌年3月1回 計11回 公園編 3月～11月各1回 計9回 1月～3月各1回(冬期危険回避) 計3回
--	-------------------------	---

内訳書の表記について

- 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・ 工事番号 → 業務番号

・ 工事名 → 業務名

・ 工事区分 → 業務区分

・ 直接工事費 → 直接業務費

・ 純工事費 → 純業務費

・ 工事原価 → 業務原価

・ 工事価格 → 業務価格

・ 工事費計 → 業務委託料

北区公園及び街路樹等総合維持管理業務（屯田南部地区）
業務委託料総括表

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		鳥獣対応	1式			
		安全費	1式			
	小計		1式			
地区特有作業	屯田ボーラ通	屯田ボーラ通	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		廃棄物処理	1式			
		小計	1式			
	合計		1式			
共通仮設費	共通仮設費（率計上）		1式			
	合計		1式			
純業務費			1式			
現場管理費			1式			
業務原価			1式			
一般管理費			1式			
業務価格			1式			
消費税等相当額			1式			
業務委託料			1式			

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務(屯田南部地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修
				工事区分	公園・街路樹等維持管理
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園・街路樹等維持管理		式	1		
標準作業		式	1		
清掃・草刈		式	1		
清掃		式	1		内-1号
草刈		式	1		内-2号
樹木管理		式	1		
下枝・支柱・薬剤		式	1		内-3号
低木等管理		式	1		内-4号
高木剪定		式	1		内-5号
伐採		式	1		内-6号
抜根		式	1		内-7号
樹木冬圃い		式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務(屯田南部地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修
				工事区分	公園・街路樹等維持管理
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理		式	1		
砂場・広場等		式	1		内-9号
照明灯		式	1		内-10号
巡視点検		式	1		内-11号
施設冬囲い		式	1		内-12号
鳥獣対応		式	1		
カラス・ハチ		式	1		内-13号
区特有作業		式	1		
樹木管理		式	1		
樹木植栽等		式	1		内-14号
施設管理		式	1		
砂場・広場等		式	1		内-15号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務(屯田南部地区)【 公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修
				工事区分	公園・街路樹等維持管理
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
廃棄物処理		式	1		
廃棄物処理費		式	1		内-16号
直接工事費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
工事原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税等相当額		式	1		
工事費計		式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃A	週1回程度の清掃 捺い集め型	1000m2	616		単一 1号
清掃B	春1回目の清掃 捺い+掃き	1000m2	103		単一 2号
清掃C	秋の清掃 捺い+掃き	1000m2	123		単一 3号
U型側溝除芥清掃		m	1		単一 4号
放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	回	30		単一 5号
ゴミ袋回収	40L	袋	200		単一 6号
樹清掃(人力清掃工)	蓋有 25cm以上	箇所	1		単一 7号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000				
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取り A	C50cm以下	本	30		単一 9号	
樹木下枝取り		本	30		単一 10号	
薬剤カプセル打込みD	公園樹など 対象樹木10本未満の場合 薬剤（支給品）	本	1		単一 11号	
支柱取付A-2	二脚鳥居支柱（添木付） 購入品	組	1		単一 12号	
支柱取付B-2	二脚鳥居支柱A 購入品	組	1		単一 13号	
支柱取付K-2	ハッ掛け(丸太)支柱A 購入品	組	1		単一 14号	
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A 片付含む	組	1		単一 15号	
支柱撤去K	ハッ掛け(丸太)支柱A 片付含む	組	1		単一 16号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A	30<C≤60cm 人力 片付含む	本	1		単一 19号
公園樹木剪定B	60<C≤90cm 人力 片付含む	本	1		単一 20号
公園樹木剪定C	90<C≤105cm 人力 片付含む	本	1		単一 21号
公園樹木剪定D	105<C≤120cm 人力 片付含む	本	1		単一 22号
公園樹木剪定E	120<C≤150cm 人力 片付含む	本	1		単一 23号
公園樹木剪定F	8.0<H≤12.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 24号
公園樹木剪定G	12.0<H≤18.5m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 25号
公園樹木剪定H	18.5<H≤23.0m 高所作業車使用 片付含む	本	1		単一 26号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	C15以上20未満	本	1		単一 27号
伐採B	C20以上30未満	本	1		単一 28号
伐採C	C30以上40未満	本	1		単一 29号
伐採D	C40以上60未満	本	3		単一 30号
伐採E	C60以上80未満	本	3		単一 31号
伐採F	C80以上100未満	本	3		単一 32号
伐採G	C100以上120未満	本	3		単一 33号
伐採H	C120以上150未満	本	1		単一 34号
伐採 I	C150以上	本	1		単一 35号
高所作業車運転費	12m級	日	1		単一 36号
高所作業車運転費	18~18.5m級	日	1		単一 37号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	拔根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C30未満	本	1		単一 38号
拔根B	C30以上60未満	本	1		単一 39号
拔根C	C60以上90未満	本	1		単一 40号
拔根D	C90以上120未満	本	1		単一 41号
拔根E	C120以上150未満	本	1		単一 42号
拔根F	C150以上	本	1		単一 43号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
水飲み台蛇口交換		ヶ所	1		単一 48号
グラウンド土補充	砂	m3	5		単一 49号
グラウンド土補充	黒土	m3	5		単一 50号
グラウンド土補充	赤土	m3	5		単一 51号
除草B	花壇草取(普通)	m2	100		単一 52号
広場整正B	ダスト舗装 仕上げ厚4cm 機械施工	m2	50		単一 53号
石積補修A	天端、端面仕上	m2	1		単一 54号
砂場砂補充	(購入品)	m3	1		単一 55号
砂場砂撤去		m3	1		単一 56号
テニスコートネット設置・撤去		面	2		単一 57号
砂場整正	異物除去 砂起こし t=200	m2	813		単一 58号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
人力除雪		m3	1		単一 63号
水飲み台冬囲いA	開栓・閉栓	基	31		単一 64号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬 囲い設置	養生材支給品（繩材除く）	基	38		単一 65号
遊具（ブランコ・シーソー等）冬 囲い撤去		基	38		単一 66号
スノーポール設置	支給品 再利用	基	80		単一 67号
スノーポール撤去	支給品 再利用	基	80		単一 68号
遊具（鉄棒）冬囲い設置・ 撤去		基	18		単一 69号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務(屯田南部地区)【 街路樹編】	当 初		事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園・街路樹等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
	公園・街路樹等維持管理			式	1		
	標準作業			式	1		
	清掃・草刈			式	1		
	清掃			式	1		内-1号
	草刈			式	1		内-2号
	樹木管理			式	1		
	下枝・支柱・薬剤			式	1		内-3号
	低木等管理			式	1		内-4号
	高木剪定			式	1		内-5号
	伐採			式	1		内-6号
	抜根			式	1		内-7号
	巡視点検			式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務(屯田南部地区)【 街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修
				工事区分	公園・街路樹等維持管理
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い		式	1		内-9号
歩道美化		式	1		
花苗配布		式	1		内-10号
鳥獣対応		式	1		
カラス・ハチ		式	1		内-11号
安全費		式	1		
交通管理		式	1		内-12号
区特有作業		式	1		
屯田ボーラ通		式	1		
広場管理		式	1		内-13号
自然植物保全活動		式	1		内-14号
樹木管理		式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務(屯田南部地区)【 街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修
				工事区分	公園・街路樹等維持管理
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木植栽等		式	1		内-15号
歩道美化		式	1		
地元対応		式	1		内-16号
廃棄物処理		式	1		
廃棄物処理費		式	1		内-17号
直接工事費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
工事原価		式	1		
一般管理費等		式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R8年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務(屯田南部地区)【 街路樹編】	当 初	事業区分	共通仮設費
					工事区分	共通仮設費
			工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量
						数量増減
						摘要
工事価格				式	1	
消費税等相当額				式	1	
工事費計				式	1	

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000			
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ヤゴ取り A	C50cm以下	本	30		単一 6号	
ヤゴ取り B	C50cm以上	本	30		単一 7号	
樹木下枝取り		本	50		単一 8号	
支柱結束A	二脚鳥居型 C30cm標準	本	10		単一 9号	
支柱結束B	二脚鳥居型添木付 C30cm標準	本	10		単一 10号	
薬剤カプセル打込みB	街路樹など 対象樹木10本未満の場合 薬剤（支給品）	本	10		単一 11号	
街路樹支柱撤去A	高木用支柱各種 運搬費含む	組	10		単一 12号	
支柱取付A-3	二脚鳥居型添木付 購入品	組	1		単一 13号	
支柱取付B-3	二脚鳥居型添木無 購入品L=1.8m	組	1		単一 14号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A	C<30cm	本	71		単一 17号
街路樹木剪定B	30≤C<60cm	本	101		単一 18号
街路樹木剪定C	60≤C<90cm	本	11		単一 19号
街路樹木剪定D	90≤C<105cm	本	9		単一 20号
街路樹木剪定E	105≤C<120cm	本	15		単一 21号
街路樹木剪定F	120≤C<150cm	本	21		単一 22号
街路樹木剪定M	H=12M程度	本	226		単一 23号
街路樹木剪定N	H=18M程度	本	92		単一 24号
街路樹木剪定O	H=22M程度	本	27		単一 25号
高所作業車運転費	12m級	日	3		単一 26号
高所作業車運転費	18~18.5m級	日	3		単一 27号
高所作業車運転費	22~23m級	日	3		単一 28号

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A	C15以上20未満	本	1		単一 29号
伐採B	C20以上30未満	本	1		単一 30号
伐採C	C30以上40未満	本	1		単一 31号
伐採D	C40以上60未満	本	1		単一 32号
伐採E	C60以上80未満	本	1		単一 33号
伐採F	C80以上100未満	本	1		単一 34号
伐採G	C100以上120未満	本	1		単一 35号
伐採H	C120以上150未満	本	1		単一 36号
伐採 I	C150以上	本	1		単一 37号
高所作業車運転費	12m級	日	1		単一 38号
高所作業車運転費	18~18.5m級	日	1		単一 39号
高所作業車運転費	22~23m級	日	1		単一 40号

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	拔根	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制 1. 000-00000002000	2025. 11 2025. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
拔根A	C30未満	本	1		単一 41号
拔根B	C30以上60未満	本	1		単一 42号
拔根C	C60以上90未満	本	1		単一 43号
拔根D	C90以上120未満	本	1		単一 44号
拔根E	C120以上150未満	本	1		単一 45号
拔根F	C150以上	本	1		単一 46号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.11 2025.11 1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲いD	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m 購入品	組	1,000		単一 48号
樹木冬囲いE	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m 購入品	組	790		単一 49号
樹木冬囲いF	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m 購入品	組	40		単一 50号
樹木冬囲い撤去D	低木 繩1回巻き H0.6m, W0.3m	組	1,980		単一 51号
樹木冬囲い撤去E	低木 繩2回巻き H0.9m, W0.5m	組	790		単一 52号
樹木冬囲い撤去F	低木 繩3回巻き H1.2m, W0.8m	組	40		単一 53号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

令和8年度 公園 数量一覧表 (屯田南部地区)

工種	種別	細別	名称	規格	計上値	
					数量	単位
標準作業	清掃 草刈	清掃	清掃A	週1回程度の清掃 捨い集め型	616	1000m ²
			清掃B	春1回目の清掃 捨い+掃き	103	1000m ²
			清掃C	秋の清掃 捨い+掃き	123	1000m ²
			U型側溝除芥清掃		1	m
			放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	30	回
			ゴミ袋回収	40L	200	袋
			樹清掃(人力清掃工)	蓋有 25cm以上	1	箇所
	草刈	草刈り I	モア:手刈／95:5 片付含む		1,620	100m ²
樹木管理	下枝・支柱・薬剤	ヤゴ取りA	C50cm以下		30	本
		樹木下枝取り			30	本
		薬剤カプセル打込みD	公園樹など 対象樹木10本未満の場合 薬剤(支給品)		1	本
		支柱取付A-2	二脚鳥居支柱(添木付) 購入品		1	組
		支柱取付B-2	二脚鳥居支柱A 購入品		1	組
		支柱取付K-2	ハッ掛け(丸太)支柱A 購入品		1	組
		支柱撤去B	二脚鳥居型支柱A 片付含む		1	組
		支柱撤去K	ハッ掛け(丸太)支柱A 片付含む		1	組
	低木等管理	生垣刈込B	0.75≤H<1.5m 片付含む		196	m
		寄植刈込A	H<1.5m 片付含む		147	m ²
	高木剪定	公園樹木剪定A	30<C≤60cm 人力 片付含む		1	本
		公園樹木剪定B	60<C≤90cm 人力 片付含む		1	本
		公園樹木剪定C	90<C≤105cm 人力 片付含む		1	本
		公園樹木剪定D	105<C≤120cm 人力 片付含む		1	本
		公園樹木剪定E	120<C≤150cm 人力 片付含む		1	本
		公園樹木剪定F	8.0<H≤12.cm 高所作業車使用 片付含む		1	本
		公園樹木剪定G	12.0<H≤18.5m 高所作業車使用 片付含む		1	本
		公園樹木剪定H	18.5<H≤23.0m 高所作業車使用 片付含む		1	本
伐採	伐採	伐採A	C15以上20未満		1	本
		伐採B	C20以上30未満		1	本
		伐採C	C30以上40未満		1	本
		伐採D	C40以上60未満		3	本
		伐採E	C60以上80未満		3	本
		伐採F	C80以上100未満		3	本
		伐採G	C100以上120未満		3	本
		伐採H	C120以上150未満		1	本
		伐採I	C150以上		1	本
		高所作業車運転費	12m級		1	日
抜根	抜根	高所作業車運転費	18~18.5m級		1	日
		抜根A	C30未満		1	本
		抜根B	C30以上60未満		1	本
		抜根C	C60以上90未満		1	本
		抜根D	C90以上120未満		1	本
		抜根E	C120以上150未満		1	本
樹木冬囲い	樹木冬囲い	抜根F	C150以上		1	本
		樹木冬囲いD	低木 繩1回巻き H0.6m,W0.3m 購入品		84	組
		樹木冬囲いE	低木 繩2回巻き H0.9m,W0.5m 購入品		14	組
		樹木冬囲い撤去D	低木 繩1回巻き H0.6m,W0.3m		84	組
		樹木冬囲い撤去E	低木 繩2回巻き H0.9m,W0.5m		14	組

標識 作業	施設 管理	砂場 広場等	水飲み台蛇口交換		1	ヶ所	
			グラウンド土補充	砂	5	m3	
			グラウンド土補充	黒土	5	m3	
			グラウンド土補充	赤土	5	m3	
			除草B	花壇草取(普通)	100	m2	
			広場整正B	ダスト舗装 仕上げ厚4cm 機械施工	50	m2	
			石積補修A	天端、端面仕上	1	m2	
			砂場砂補充	(購入品)	1	m3	
			砂場砂撤去		1	m3	
			テニスコートネット設置・撤去		2	面	
			砂場整正	異物除去 砂起こし $t=200$	813	m2	
			照明灯	不点調査	3	箇所	
				LED灯具設置及び既設灯具撤去	平行水平面照度1Lx 範囲15m以上光束2760lm以上、適合ポール89.1φ	1	箇所
				LEDライトバルブ交換	HF100W級	1	箇所
巡視 点検							
				公園巡視点検(昼)	495	箇所	
施設 冬囲い							
				人力除雪	1	m3	
				水飲み台冬囲いA	開栓・閉栓	31	基
				遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い設置	養生材支給品(繩材除く)	38	基
				遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い撤去		38	基
				スノーポール設置	支給品 再利用	80	基
				スノーポール撤去	支給品 再利用	80	基
				遊具(鉄棒)冬囲い設置・撤去		18	基
鳥獣 対応	カラス・ ハチ		カラスの巣撤去A	人力	1	箇所	
			カラスの巣撤去B	高所作業車12m級 計画撤去	1	箇所	
			カラスの巣撤去C	高所作業車18~18.5m級 計画撤去	1	箇所	
			ハチの巣撤去	高所作業車が必要な場合は別途計上	5	箇所	
地区 特有 作業	樹木 管理	樹木 植栽等	エゾヤマザクラ植栽	C3.5C0.15W0.8 二脚鳥居支柱A 客土・土改剤	1	本	
			樹木灌水	散水車1800L級車 水道料含む	1	1000ℓ	
	施設 管理	砂場・ 広場等	簡易看板設置C	木杭1本(L=1.2~1.8m)支柱 木杭・看板支給品	5	基	
			冬期公園危険回避措置	1月~3月計3回 滑り台下照明灯周囲等を雪で埋める	55	公園	
廃棄物 処理	廃棄物 処理費		木くず処理	事業系一般廃棄物 木くず等(破碎、焼却)	60	t	
			木くず処理	事業系一般廃棄物 剪定枝等(再生) 税抜	10	t	

令和8年度 街路樹 数量一覧表 (屯田南部地区)

工種	種別	細別	名称	規格	計上値	
					数量	単位
標準 作業	清掃 草刈	清掃	植樹樹・帶清掃	拾い+掃き	448	1000m2
		草刈	草刈りL	刈払機:手刈/95:5 片付含む	487	100m2
			草刈りM	刈払機:手刈/95:5 片付含まず	1,200	100m2
			草刈りN	刈払機:手刈/95:5 急斜面 片付含む	8	100m2
			草刈りP	モア・刈払機:手刈/95:5 片付含む	713	100m2
	樹木 管理	下枝・ 支柱・ 薬剤	ヤゴ取りA	C50cm以下	30	本
			ヤゴ取りB	C50cm以上	30	本
			樹木下枝取り		50	本
			支柱結束A	二脚鳥居型 C30cm標準	10	本
			支柱結束B	二脚鳥居型添木付 C30cm標準	10	本
			薬剤力プセル打込みB	街路樹など 対象木10本未満の場合 薬剤(支給品)	10	本
			街路樹支柱撤去A	高木用支柱各種	10	組
			支柱取付A-3	二脚鳥居型添木付 購入品	1	組
			支柱取付B-3	二脚鳥居型添木無 購入品L=1.8m	1	組
	低木等 管理	生垣刈込B	0.75≤H<1.5m 片付含む		1,207	m
			H<1.5m 片付含む		540	m2
	高木 剪定	街路樹剪定A 街路樹剪定B 街路樹剪定C 街路樹剪定D 街路樹剪定E 街路樹剪定F 街路樹剪定M 街路樹剪定N 街路樹剪定O 高所作業車運転費 高所作業車運転費 高所作業車運転費	街路樹剪定A	C<30cm	71	本
			街路樹剪定B	30≤C<60cm	101	本
			街路樹剪定C	60≤C<90cm	11	本
			街路樹剪定D	90≤C<105cm	9	本
			街路樹剪定E	105≤C<120cm	15	本
			街路樹剪定F	120≤C<150cm	21	本
			街路樹剪定M	H=12m程度	226	本
			街路樹剪定N	H=18m程度	92	本
			街路樹剪定O	H=22m程度	27	本
			高所作業車運転費	12m級	3	日
			高所作業車運転費	18m～18.5m級	3	日
			高所作業車運転費	22m～23m級	3	日
	伐採	伐採A 伐採B 伐採C 伐採D 伐採E 伐採F 伐採G 伐採H 伐採I 高所作業車運転費 高所作業車運転費 高所作業車運転費	伐採A	C15以上20未満	1	本
			伐採B	C20以上30未満	1	本
			伐採C	C30以上40未満	1	本
			伐採D	C40以上60未満	1	本
			伐採E	C60以上80未満	1	本
			伐採F	C80以上100未満	1	本
			伐採G	C100以上120未満	1	本
			伐採H	C120以上150未満	1	本
			伐採I	C150以上	1	本
			高所作業車運転費	12m級	1	日
			高所作業車運転費	18m～18.5m級	1	日
			高所作業車運転費	22m～23m級	1	日
	抜根	抜根A 抜根B 抜根C 抜根D 抜根E 抜根F	抜根A	C30未満	1	本
			抜根B	C30以上60未満	1	本
			抜根C	C60以上90未満	1	本
			抜根D	C90以上120未満	1	本
			抜根E	C120以上150未満	1	本
			抜根F	C150以上	1	本

標準作業	樹木管理	巡視点検	パトロール業務A	昼、ライトバン	520	km
		樹木冬囲い	樹木冬囲いD	低木 繩1回巻き H0.6m,W0.3m 購入品	1,000	組
			樹木冬囲いE	低木 繩2回巻き H0.9m,W0.5m 購入品	790	組
			樹木冬囲いF	低木 繩3回巻き H1.2m,W0.8m 購入品	40	組
			樹木冬囲い撤去D	低木 繩1回巻き H0.6m,W0.3m	1,980	組
			樹木冬囲い撤去E	低木 繩2回巻き H0.9m,W0.5m	790	組
			樹木冬囲い撤去F	低木 繩3回巻き H1.2m,W0.8m	40	組
	歩道美化	花苗配布				
			樹花壇用花苗配布	1年草	3,000	株
地区特有作業	鳥獣対応	カラス・ハチ	カラスの巣撤去A	人力	1	箇所
			カラスの巣撤去B	高所作業車12m級 計画撤去	1	箇所
			カラスの巣撤去C	高所作業車18~18.5m級 計画撤去	1	箇所
			ハチの巣撤去	高所作業車が必要な場合は別途計上	1	箇所
	安全費	交通管理	交通誘導警備員B		146	人日
	屯田ボーラ通	広場管理	パトロール業務D	(平地 徒歩)	8	km
			水飲み台冬囲いA	開栓・閉栓	4	基
		自然植物保全活動	対象地の現況把握	観察会・環境整備作業の下見(6回)	1	業務
			自然観察会の実施	2回	1	業務
			林床植物の環境整備作業の指導	3回	1	業務
			報告書の作成		1	業務
	樹木管理	樹木補植	街路樹植栽H	ナナカマド; H3.5・C0.15; 客土・土壤改良材含む ニ客鳥居支柱添木付	1	本
	歩道美化	地元対応	緊急対応	札幌市道路パトロール業務積算要領準用	10	h
	廃棄物処理	廃棄物処理費	木くず処理	事業系一般廃棄物 木くず等(破碎、焼却)	60	t
			木くず処理	事業系一般廃棄物 剪定枝等(再生) 税抜	10	t